

## 令和2年度研修部・総合研修所事業計画

### 研修制度の概要

司法書士制度発展のため、会員個々の法律家としての資質、執務能力の向上を図ることにより、国民の権利保護に広く寄与し、社会全体からの信頼を高めることを目的として研修事業を行う。

国民の多様な法的ニーズに応えるべく、法令及び実務に精通し、高い倫理観を持った司法書士像を確立するため、次のような研修事業計画を推進する。

1. 登記業務に関する研修
2. 民事裁判及び刑事裁判の書類作成業務に関する研修
3. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
4. 家事事件及び財産管理業務に関する研修
5. 企業法務に係る専門職能に関する研修
6. 民事保全・執行手続に関する研修
7. 成年後見業務に関する実務家としての倫理、資質向上を図るための研修
8. 法律家としての職業倫理に関する研修
9. 新設、改正された法令の習得に関する研修
10. 国民への法的サービスを提供するための研修
11. その他会員の倫理、資質及び執務能力の向上を図る研修

引き続き、研修スケジュールの調整、WEBによる研修申込み、科目選択制導入、同時配信制度、研修時間等を更に工夫し、支部ブロックセミナー、支部セミナーとの連携も強化することによって、会員にとって受講しやすい研修を目指す。新たな試みとしてDVDを使用しての研修開催を行い、研修を受ける機会の増加をねらう。会員全員が、研修受講の重要性、日司連会員研修規則に基づく単位取得の重要性を理解し、確実に受講するよう促すための方策を更に検討する。

研修義務化を研修規則に盛り込むことを目指し、その準備をする。

新人研修については、本会への帰属意識、司法書士制度への理解を有する次世代の人材育成の場と位置付け、司法書士制度の更なる発展のため、日司連及び関東ブロック主催の各新人研修と連携し、社会の期待に十分応え得る、実務能力、倫理観を備えた司法書士の養成を目指す。

日司連が実施する司法書士特別研修については、関東ブロックと連携・協働し、簡易裁判所における司法書士代理による訴訟、調停の普及に資する人材を養成するため、研修全体の質的向上、研修内容の充実を図る。